

平成 29 年 10 月

※本プログラムへの参加については個別対応が必要となるため、応募を検討する学生は、本募集要項を確認した上で、事前問合せ期限までに、学務部留学交流推進課海外留学担当へ問い合わせること。

シドニー工科大学 Study Abroad Program 募集要項

本募集要項は、本学における大学間交流協定校（以下、「協定校」という。）、シドニー工科大学（以下、「UTS」という。）の Study Abroad Program への参加による留学を希望する学生の募集について定めるものである。

なお、UTS 及びオーストラリア国の事情により、以下の情報は予告なく変更となる場合がある。

1. UTS Study Abroad Program

UTS に授業料（1 学期目のみ協定校割引あり）を納めることにより、1 学期間（約半年間）または 2 学期間（約 1 年間）、同大学に留学する制度である。学生交換協定に基づいて留学する交換留学制度とは異なり、留学中の本学における在籍身分は原則として休学となる。ただし、所属学部・研究科によっては、在学のまま留学することも可能である。

留学中に取得した単位の認定は、所属学部・研究科の判断による。

2. 募集定員

若干名

3. 留学の期間及び在籍身分

- ① 留学期間は、平成 30（2018）年 2 月又は 7 月から、1 学期間又は 2 学期間とする。＊
- ② 本プログラムにより留学する学生の本学における在籍身分は原則として「休学」であり、UTS においては、学位の取得を目的としない学生として取り扱われる。所属学部・研究科によっては、在学のまま留学することも可能である。その場合、本学と UTS と双方に授業料を納める。

※留学開始時期は、UTS における専攻によって異なる。留学時期に関する詳細は、別紙「UTS Study Abroad Program Partner Guide 2018」に記載の授業暦を参照のこと。

4. 応募資格

本プログラムに応募する学生は、次の要件を全て満たす者でなければならない。

- ① 留学期間を通して、本学の学部又は大学院の正規課程に在籍していること
- ② 留学終了後、本学で学業を継続又は学位を取得する意思を有すること
- ③ 学業成績及び人格等に優れていること
- ④ 留学の目的及び計画が明確で、留学が教育上有益と認められること
- ⑤ 留学に必要な査証（以下、「ビザ」という。）が確実に取得でき、指定された期間に渡航可能であること
- ⑥ UTS の定める成績要件、語学要件を満たしていること。

5. 出願要件

出願の際に必要な成績要件、語学要件は、以下のとおり。

- ① 成績要件 学業成績平均点 70 点以上
- ② 英語要件 以下の表のとおり。

オーストラリア・シドニー工科大学(UTS)		TOEFL iBT	IELTS (academic module)
(1)オーストラリア言語文化課程コース		35 以上 (writing 17 以上)	5.0 以上 (writing 5.0 以上) ※3
(2)正規履修科目コース			
学部	Most programs (except below)	79 以上 (writing 21 以上)	6.5 以上 (writing 6.0 以上)
	All Teacher Education, Pharmacy	94 以上 (writing 23 以上)	7.0 以上 (writing 7.0 以上)
	Engineering & IT undergraduate programs	60 以上 (writing 21 以上)	6.0 以上 (writing 6.0 以上)
大学院		専攻によって異なる ※2	専攻によって異なる ※2

➤ <http://www.uts.edu.au/future-students/international/study-abroad-and-exchange-students/entry-requirements>)

6. 応募方法

本留学に応募する者は、以下①～⑦の書類を、「7.応募期限」に記載する応募書類提出期限までに留学交流推進課へ提出すること。①及び②は、パソコンでの作成、手書きのいずれも可とする。

<応募書類>

- ① UTS Study Abroad Program 参加申請書（様式 1，和文。フォーマットやページ数は変更しないこと。）
- ② 留学志望理由書（様式自由，和文。1,000 字以内（A4 用紙 1 枚使用，必ず氏名明記のこと。）
- ③ 在学証明書（日英併記，1 部）※
- ④ 直近の成績証明書（和文・英文 各 1 部）※
- ⑤ TOEFL iBT，又は IELTS(academic module)スコアレポートの写し
- ⑥ ⑤以外の語学検定試験の結果等，能力試験証明書の写し（以下の表の検定試験受験歴がある場合）
- ⑦ 平成 29 年度 2 学期のスケジュール（様式 2（エクセル様式），電子メールで提出）

※各自で所属学部・研究科学務係又は学務部学生支援課，もしくは教務課にある端末で印刷すること（厳封不要）。

その他，写しが必要な語学能力証明書	備考
以下に記載された試験結果のいずれか ・ 実用英語技能検定（英検） ・ IELTS ・ ケンブリッジ大学英語能力検定試験（ケンブリッジ英検） ・ TOEFL PBT ・ TOEFL CBT ・ TOEFL iBT ・ TOEIC ・ 国際連合公用語英語検定試験（国連英検）	左記のうち，複数の語学検定試験の受験歴がある場合は，全ての試験結果を提出すること。

➤ 様式ダウンロード：<http://www.niigata-u.ac.jp/campus/international/>

<提出宛先> 学務部留学交流推進課 海外留学担当

応募書類は持参するものとし，⑦のみ，電子メールで提出すること。

➤ メール宛先：studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp

郵送で提出する場合は，提出期限必着となるよう送付すること。

➤ 郵送宛先：〒950-2181 新潟県新潟市西区五十嵐 2 の町 8050
新潟大学 学務部留学交流推進課 海外留学担当

7. 応募期限

本プログラムへの参加については個別対応が必要となるため、応募を検討する学生は、本募集要項を確認した上で、以下の事前問合せ期限までに、学務部留学交流推進課海外留学担当へ問い合わせること。

○平成 30 年 2 月（UTS2018 秋学期）から留学を希望する場合※

※UTS の学生寮に優先的に配置されるための UTS Housing Office への申し込み期限は別紙「UTS Study Abroad Program Partner Guide 2018」5 ページ「UTS Housing and Living in Sydney」に記載のとおり、10 月 31 日である。本募集の場合、同申込期限を過ぎてから宿舍申し込みを行うこととなるため、学生寮に入居できない可能性がある。

＜事前問合せ期限＞

平成 29 年 11 月 6 日（月）12 時（正午）

＜応募書類提出期限＞

平成 29 年 11 月 13 日（月）12 時（正午）※締切厳守

○平成 30 年 7 月（UTS2018 春学期）から留学を希望する場合

＜事前問合せ期限＞

平成 30 年 3 月 8 日（木）12 時（正午）

＜応募書類提出期限＞

平成 30 年 3 月 15 日（木）12 時（正午）※締切厳守

8. 選考方法

選考は、書類審査及び必要に応じて面接審査により行う。選考結果は、審査終了後 7 日以内を目途に、留学交流推進課から通知する。

9. 合格後の辞退について

選考に合格した者を「新潟大学からの留学候補生」として正式に協定校へ申請するため、合格後の辞退は原則として認められない。

10. 選考後の手続きについて

選考に合格した者は、UTS の定める出願期限までに、出願書類を提出しなければならない（期限厳守）。以下①及び②の手順に従い、出願手続きを進めること。

①オンライン出願・・・UTS のオンライン専用サイトから出願を完了する。

➤ <http://www.uts.edu.au/future-students/international/study-abroad-and-exchange-students/steps-applying/study-abroad>

②出願書類提出・・・オンライン出願の控え（PDF ファイル）を留学交流推進課へ提出する。

出願書類に基づき、UTS が入学の可否を判断する。UTS からの入学許可を得た時点で、留学が決定する。留学手続きについては、原則として、各自の責任の下に行う。留学交流推進課が実施するオリエンテーション（複数回）には、必ず参加するものとする。

なお、大使館査証部（ビザセクション）のストライキや、その他予期せぬトラブルなどにより、協定校が定める期間までに渡航できない場合がある。このようなやむを得ない事情により、留学を延期、又は中止しなければならない場合の責任は、本学は一切負わない。

留学手続きの方法やオリエンテーションの案内などについては、学務情報システムのメールアカウントへ通知されるため、定期的に確認すること。

11. 単位の認定

- ① UTS で取得した単位は、所属学部又は研究科の定めるところにより、単位の認定を申請することができる。詳細については、必ず所属する学部・研究科で応募前に確認すること。
- ② 留学期間は、休学による留学の場合、本学の卒業に必要な在学期間として算入されない。

12. 負担する費用

本プログラムにより留学する学生は、授業料を UTS に納入する。また、その他の費用（UTS と自宅間の交通費、宿舍費、教材費、留学生保険料など）についても、全て各自が負担する。

UTS の授業料は、以下のとおり（通貨単位はすべてオーストラリアドル）。

Study Abroad 24	Study Abroad 18	Australian Language and Cultural (ALAC) Studies
UTS における 1 学期あたりの履修数：24 単位	UTS における 1 学期あたりの履修数：18 単位	オーストラリア言語文化課程コース（Study Abroad 24 と同様）
\$9,888.00	\$7,416.00	\$9,888.00

< 協定校割引 >

最初の 1 学期目についてのみ、以下の割引が適用される。

Study Abroad 24 の場合：\$ 1,400.00

Study Abroad 18 の場合：\$ 1,000.00

< UTS Study Abroad Excellence Award >

成績優秀な学生には UTS から以下の奨学金が付与され、1 学期目の授業料から割引かれる。

Study Abroad 24 の場合：\$ 2,000.00

Study Abroad 18 の場合：\$ 1,000.00

13. 奨学金について

本プログラムにより留学する学生は、返済不要の給付型奨学金として、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）海外留学支援制度（協定派遣）（月額 7 万円）に申請することができる。受給を希望する者は、本プログラム合格後に所属学部・研究科の学務係に申し出ること。その他の奨学金を申請できる場合もあるので、次の URL を参照のこと。

➤ <http://www.niigata-u.ac.jp/campus/international/study-abroad/scholarship/>

なお、貸与型奨学金制度（返還義務があるもの）については、日本学生支援機構の第二種奨学金（短期留学）がある。こちらについては、学生支援課奨学支援係（五十嵐キャンパス・総合教育研究棟 1 F

①窓口 TEL: 025-262-7337）に問い合わせること。

14. 本件についての問い合わせ先

新潟大学学務部留学交流推進課（五十嵐キャンパス総合教育研究棟 D 棟 3 階）海外留学担当

メール：studyabroad@adm.niigata-u.ac.jp / 電話：025-262-7332